



金沢市公報

号外第21号

平成18年(2006年)7月24日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

◎ 目 次

ページ

● 公 告

- 金沢市における歩けるまちづくりの推進に関する条例の規定による歩けるまちづくりに関する協定の締結について (交通政策課) 1

公 告

金沢市における歩けるまちづくりの推進に関する条例(平成15年条例第1号)第9条第1項の規定による歩けるまちづくりに関する協定(以下「協定」という。)を締結したので、同条第3項の規定により、次のとおり公告します。

平成18年7月24日

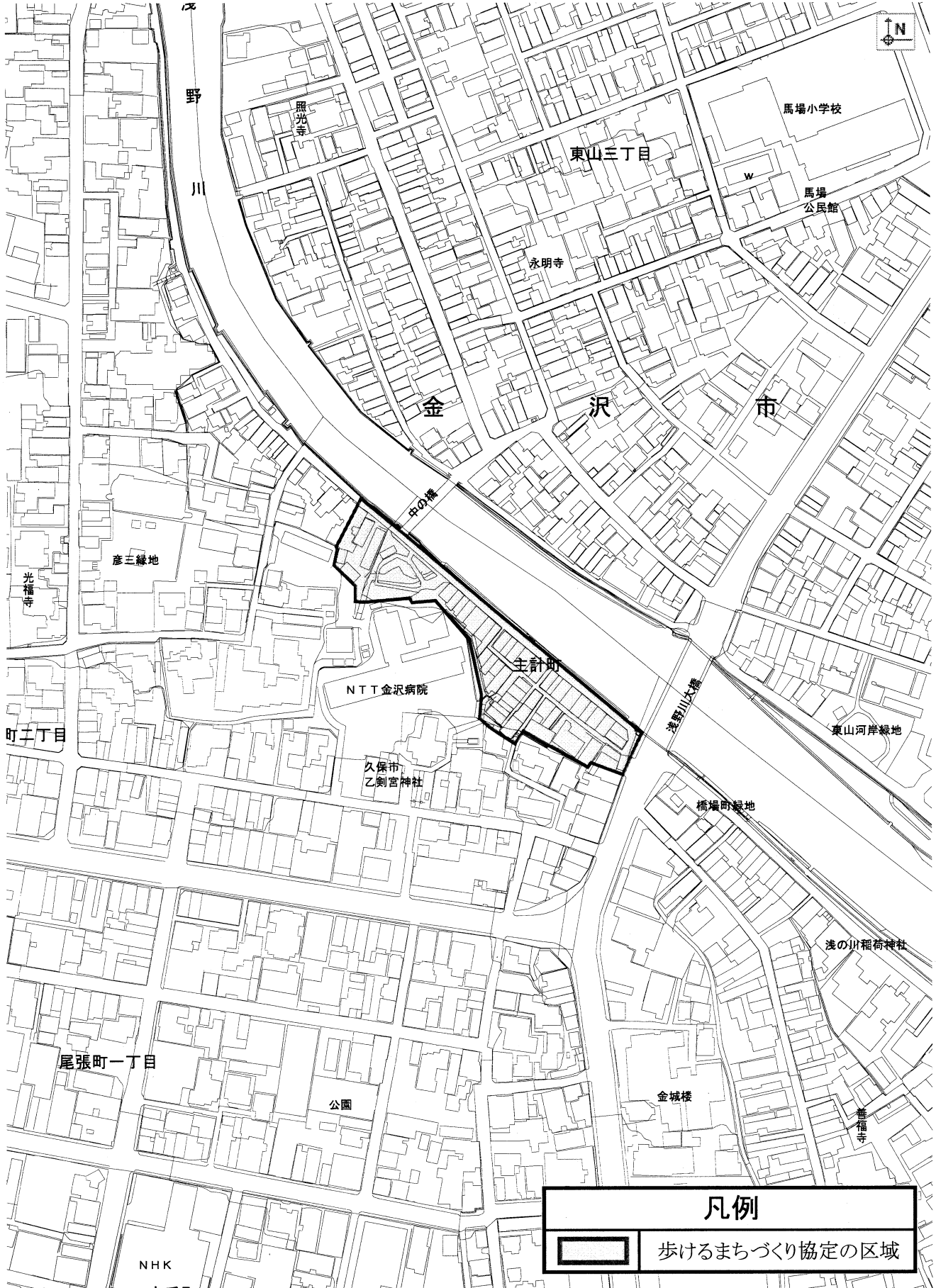
金沢市長 山 出 保

- 1 協定を締結した相手方
主計町町会及び主計町料亭組合
- 2 協定を締結した年月日
平成18年7月24日
- 3 協定番号
3
- 4 協定の名称
主計町地区歩けるまちづくり協定
- 5 協定地区の区域
別図(歩けるまちづくり協定区域図)のとおり
- 6 歩けるまちづくり構想の内容

歩けるまちづくり構想の名称	主計町地区歩けるまちづくり構想	
歩けるまちづくり構想の対象となる区域	金沢市主計町の全部	
歩けるまちづくり構想の対象となる区域の面積	約0.6ヘクタール	
当該区域における交通環境の整備に関する事項	<p>通過交通の抑制等による歩行者の歩行と自動車等の通行との調和に関する事項(自動車等の通行の制限、歩道の整備等)</p>	<p>本地区は、「主計町茶屋街」として今も茶屋が軒を連ね、明治から大正、昭和戦前期にかけてこの界わいが大いに賑わった時代の極めて貴重な伝統的町並みを今に伝えている。</p> <p>また、平成15年4月1日には市の伝統的建造物群保存地区に指定され、浅野川大橋を挟み対角に位置する国の伝統的建造物群区域のひがし茶屋街とあわせ、多くの来街者が行き来する風景を目にすることができる。</p> <p>一方で、主計町通りは、浅野川縁に位置し、川と軒の間を通る不定形の細街路となっているにもかかわらず、車両が交互通行するため、良好な歩行環境の確保が難しい状況となっている。</p> <p>このため、地区住民が安全かつ快適に歩くことができ、また、地区を訪れる人々も金沢の風情漂うこの町並みを安心して、楽しく、快適に歩けるまちづくりを推進するため、地域周辺の生活道路環境を確保しつつ通過交通の抑制を行う。</p>

		また、路上の駐車が歩行者の安全の妨げとならないよう、一層の改善に努めるものとする。
	歩行環境の向上に関する事項 (バリアフリー、道路標識の設置、コミュニティ空間の確保等)	地区内の道路については、コミュニティ空間などの整備が進んでおり、今後も、関係行政機関と連携・協力を図りながら、より一層快適な歩行環境の確保及び維持・向上を目指すものとする。
歩行者の快適な歩行に係る住民等の自主的な取組に関する事項	交通安全の啓発に関する事項 (自主的な交通安全活動の実施、迷惑駐車防止等)	住民や事業者は、まちを歩く人々の安全確保及び自動車の安全運転を心がけることにより、交通安全・交通マナーの向上に努め、「そぞろ歩きを楽しむまち、主計町」のイメージ確立を目指すものとする。 なお、通過車両についても、低速走行を行い、交通安全の確保に努めるよう求める。
	まちなみと調和した道路空間の形成に関する事項 (道路の美化又は緑化、冬期の除雪等)	住民や事業者は、快適な歩行環境の維持に向けて、地区内の道路等の清掃活動により、「ごみゼロのまち」を目指すほか、潤いのある道路空間を創出するため、緑化・美化に努める。 なお、冬期間の道路除雪については、住民や事業者の相互協力のもと、地域が主体となって取り組む。
その他歩けるまちづくりを推進するために必要な事項		歩けるまちづくりを推進するため、学習会や研究会を開催し、地区を訪れる人々が歩くことの楽しさを実感し、人々が出会い・交流できる環境づくりに努め、「そぞろ歩きを楽しむまち、主計町」のイメージ確立を目指す。 また、ひがし茶屋街や、彦三緑地を介して旧袋町、武蔵ヶ辻界わいの回遊性を高め、まちの賑わい創出の向上を目指すものとする。 さらに、この地区を訪れる人々に対し、マイカー利用を控え、バス等の公共交通機関を利用するよう働きかける。

主計町地区歩けるまちづくり協定区域図



平成18年(2006年)7月24日 印刷
平成18年(2006年)7月24日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市米泉町6丁目8番地3

金 沢 市
金 沢 市 役 所
カネモト印刷(株)